

宮崎県農業水利施設電気料金高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱

令和4年11月2日
農政水産部農村整備課

(趣旨)

第1条 県は、原油価格高騰により電力料金が値上がりし、農業者が大きな影響を受けている状況を踏まえ、農業者の負担軽減に資するため、予算で定めるところにより、農業水利施設を管理する土地改良区、土地改良区連合及び複数の農業者が利用する農業水利施設を管理する農業者で構成する団体（以下「土地改良区等」という。）に対し、管理する農業水利施設の電気料金に要する経費について補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 第1条の補助金の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに

係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りではない。

- 2 規則第3条に規定する知事の定める期日は、1期（令和4年4月分から11月分まで）に係るものについては令和4年12月27日、2期（令和4年12月分から令和5年1月分まで）に係るものについては令和5年2月27日とする。

（申請書に添付すべき書類）

第5条 規則第3条の規定にかかわらず、同条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の提出は省略することができる。

- 2 規則別記様式第1号の規定にかかわらず、補助金等交付申請書の様式は別記様式第1号によるものとし、規則第3条第4号の規定によりこれに添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第2号）
- (2) 構成員名簿及び定款又は規約
- (3) 第2条第1号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (4) 第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第3号）
- (5) 第2条第3号に係る誓約書（別記様式第4号）

- 3 前項各号に掲げる書類の提出があった場合には、規則第14条第1項の規定による実績報告があったものとみなす。

- 4 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が前項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を別記様式第5号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第6条 規則第7条の規定による補助金の交付決定の通知及び規則第15条の規定による額の確定の通知は、別記様式第6号により同時に行うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第8条 この補助金は、精算払により交付する。

(書類の提出部数等)

第9条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年11月2日から施行し、令和4年4月1日に遡及して令和4年度予算に係る宮崎県農業水利施設電気料金高騰対策緊急支援事業補助金に適用する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助率
揚水機場及び揚水ポンプの令和4年4月分から令和5年1月分までの電気料金に係る燃料調整費に要する経費 なお、国、県又は市町村による電気料金の補助がある場合は、その額を控除する	2分の1以内